

市役所の住所 〒506-8555 花岡町2-18 ホームページアドレス http://www.city.takayama.lg.jp/

オレンジカフェ **(認知症カフェ)**

飛驒地区認知症カフェ実行委員会 問合先 **236-0029**

オレンジカフェは、認知症の人を介護し ている人や認知症に関心がある人など が、コーヒーやお茶を飲みながら、お互い の情報交換や相談を行い、和やかに交 流する場のことです。

毎月15日に開催します。時間内は出入 り自由ですので、都合のいい時にお越し ください。本人や家族も一緒にお立ち寄 りください。

期日 6月15日(月)

時間 午後1時30分~3時

場所 認知症の人と家族の会 岐阜県 支部(昭和町1·文化会館駐車場南隣) ※会場には駐車場がありませんので、駅

西駐車場をご利用ください。 **参加料** 1人200円



国有地の売却

申 込 東海財務局岐阜財務事務所問合先 ☎058-247-4252

所在地 曙町3丁目46番 外1筆 (宅地254.36㎡)

最低売却価格 お問い合わせください 売却方法 一般競争入札(期間入札)に よる売却

入札受付 6月12日金~23日火

※詳細は東海財務局ホームページをご覧 ください。(http://tokai.mof.go.jp/)

自動車事故の育英資金

独立行政法人 自動車事故対策機構 問合先 岐阜支所 ☎058-263-5128

不幸にして一家の働き手(父母)が自 動車事故でお亡くなりになった場合や重 度の後遺障がいが残った場合、その家 庭の中学校卒業までのお子さんを対象 に、無利子で育英資金をお貸しします。

貸付金額は、児童1人につき一時金 155,000円、貸付開始月以降、月額20. 000円、小学校と中学校入学時に入学支 度金として44.000円の貸付が受けられま す。返済期限・方法は、20年以内に月賦 などによる均等払いとなっていますが、高 校や大学へ進学された場合、その卒業ま での間は返還が猶予され、卒業後6カ月 を経過した後に返還を始めていただきま す。詳しくはお問い合わせください。

結婚記念樹をプレゼント

問合先 | 都市整備課 ☎35-3176

緑化の推進・保全の一環として、平成26年中に結婚された市 内在住のご夫婦に結婚記念樹(ミニバラ)をプレゼントします。

婚姻届出時に申し込まれた方には案内ハガキをお送りします ので、そのハガキを持参して市役所本庁または各支所までお越 しください。ハガキと引き換えにミニバラを1鉢プレゼントします。

婚姻届出時に申し込まれていない方は、事前に都市整備課 までご連絡いただければプレゼントします。

期日 6月16日(火)~17日(水) 時間 午前9時~午後7時 場所 市役所(警察側玄関)または各支所基盤産業課



大規模開発構想届の縦覧

問合先 | 都市整備課 ☎35-3159

高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づき、大規模開発事業の構想届出 書の縦覧を行います。この開発事業の構想については、6月22日/月まで意見書を提出する ことがきます。

開発事業者 ゲンキー株式会社 代表取締役

事業名 ゲンキー高山市石浦2丁目店新築工事

内容 土地区画形質の変更および新築(ドラッグストア)

場所 石浦町2丁目150番 外2筆 面積 3.043㎡ 延べ床面積 1.085.43㎡

縦覧場所 都市整備課(本庁3階) 縦覧期間 6月15日(月)まで



6月7日から13日は 危険物安全週間です



危険物の保安に対する意識の高揚および啓発を推進することにより、危険物施設を 所有する各事業所における自主保安体制の確立、並びに一般消費者に対する注意 喚起のために実施します。

- ●危険物施設(給油取扱所・移動タンク貯蔵所)に対する立入り検査
- ●消防庁舎への懸垂幕・桃太郎旗掲示・事業所へのポスター掲示
- ●危険物施設や市民に対し、流出事故防止や危険物の取扱いについての注意喚起

「問合先 | 消防本部予防課 ☎32-3027

事業主の

労働保険年度更新の手続きはお早めに

労災保険と雇用保険の申告・納付期限は6月1日から7月10日までです。岐阜労働 局、各労働基準監督署では、6月1日から申告書の受付を行っています。 期限直前は 窓口が大変混雑しますので、お早めにお出かけください。

※手続きはパソコンからも行えます。詳しくはインターネットで電子政府の総合窓口 「イーガブ」をご覧ください。 岐阜労働局労働保険徴収室 **☎**058-245-8115

電波利用環境保護周知啓発強化期間(6月1日~10日)

不法電波から 暮らしを守れ!

- ●無線機器の使用には技適マークの確認を
- ●電波の利用には原則免許が必要
- ●外国規格の無線機器は国内では使用できません

総務省東海総合通信局 ⇒ 不法無線局の相談は ☎052-971-9107

⇒ テレビなどの受信障害の相談は ☎052-971-9648